

社会福祉法人門前保育会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人門前保育会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第22条に基づき、役員及び評議員は無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員（常勤の者を除く）及び評議員が理事会、評議員会及び監査、その他の業務執行のため会議に出席したときの日当として、日額5,000円を支給し、交通費は支給しない。

(出張旅費)

第5条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、日当、及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費、宿泊費及び日当は門前保育園旅費規定に準じ支給する。
- 3 その他出張中において用務に支出した費用は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(報酬等の支給日)

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。